

小野市立中番小学校『いじめ等防止基本方針』

平成26年1月29日策定
平成29年5月15日改定
令和6年4月教職員共通理解

◎ いじめの定義

いじめは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

上記の定義を踏まえ、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない学校生活を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、下記のとおりである。

いじめの基本認識

- ・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じることがあることを認識する。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組むことが必要である。
- ・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

そして、いじめ防止の基本姿勢（ネット上のものも含む。）は以下のポイントである。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合えることができるよう、道徳の授業はもとより、学級活動や児童会活動の特別活動において、児童個人としての豊かな心を育み、いじめに向かわない態度を育

成するとともに、集団としてのいじめを生まない土壌づくりに取り組む。

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止し、「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人間が持っている「弱さ」を乗り越える人間の「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等の道徳的価値に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

○人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

○体験教育の充実

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・環境体験や自然体験、福祉体験等、発達の段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・なかよし班活動における人間関係・社会形成プログラムをはじめ、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、互いに対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・『小野市いじめ等防止条例』の周知徹底を図る。
- ・オンリーワン集会における児童一人一人が尊重されるべきかけがえのない存在であることなど、授業参観や保護者研修会、HP、学校・学年だより等による広報活動を活用し、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けるとともに、学校評価の項目に

学校満足度として子どもたちのいじめに向き合う姿勢について、自己評価し公表する。

- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

II 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

教職員が観察して気付く児童の人間関係におけるささいな兆候や懸念だけでなく、いじめは見えにくいものであることを踏まえ、日記やいじめ実態調査アンケート等を活用し、保護者とも連携して情報を収集する。

○日々の観察

- ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・毎月のいじめ実態調査アンケート等が、いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

○観察の視点

- ・児童の成長の発達段階や特別な配慮を要する児童の特性を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○いじめ実態調査アンケートの実施

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、1か月に1回程度実施する。その他、児童や保護者の訴えがあった時など、必要に応じて随時実施する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と児童の信頼関係を形成する。

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・いじめ実態調査アンケート後に定期的な教育相談期間を設けて、児童の人間関係の状況について把握する。

Ⅲ 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期対応に努め、被害児童の苦痛を取り除くことを最優先に、教職員全員の共通理解のもとに、組織的に取り組む。

○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。その際には、学級担任だけでなく、生活指導担当や管理職など、複数体制で指導する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握し、記録する。

○指導体制、方針決定

- ・『いじめ等防止対策委員会』において、指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 ※『小野市いじめ等防止条例に係る報告書』を活用する。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割を明確にする。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

○児童への指導・支援

- ・被害児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ・加害児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ・授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

IV ネット上のいじめへの対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについての最新の動向をもとに、ネット社会におけるルールやモラル育成について、警察等関係機関と連携して、児童、保護者への啓発を行う。

○啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や授業にいかす。
- ・ネット上のいじめの予防を図るため、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○関係機関との連携

- ・ネット上のいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

V いじめ問題に取り組む体制の整備

特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、多様な窓口を通して収集した情報を全体で共有し、組織的な対応を進めるために、校内『いじめ等防止対策委員会』を設置し、校内の体制を整備する。

○校内『いじめ等防止対策委員会』の役割

- ・校内いじめ等防止対策委員会の設置を行い、2週間に1回程度、定期的で開催する。また、いじめ等が認知された場合には臨時に開催し、早期対応にあたる。
- ・本委員会では、教職員が気付いたささいな兆候や懸念をはじめ、保護者や児童からの相談、児童の日記や連絡帳での相談、加えて、「いじめ実態調査アンケート」における本人の困り感の訴え、友達の困り感への訴えなど、その情報について共有し、指導の方向性について確認する。
- ・いじめの疑いがあると判断した事案については、小野市いじめ等防止条例に係る報告書により、直ちに教育委員会に報告する。
- ・指導の記録については、個別の事案ごとに記録し、情報の集約と共有化を図る。

○いじめに対する措置

- ・校内『いじめ等防止対策委員会』で情報共有した事案で、いじめの疑いのあるものについては、複数の教職員で事実確認を行い、被害児童を徹底して守る。
- ・加害児童に対しては、いじめの基本認識に基づき、毅然とした態度で指導する。
- ・被害児童及び加害児童の保護者にも連絡し、保護者の協力・連携のもとに取り組む。
- ・いじめの解消について、被害児童が苦痛に感じていた行為が止んでいることと合わせて、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認をして判断する。
- ・「解消した」と判断した後も、日々の観察や日記や連絡帳、「いじめ実態調査アンケート」等、継続して注意深く観察することはもちろんのこと、すべての児童が集団の一員として生き生きと活動できる集団づくりに取り組む。

○いじめ全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修や指導援助に関する研修を行う。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

○相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーと連携し、いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、カウンセリングマインド研修を実施し、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ・必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと連携し、関係機関とも協力の上で、保護者を含めた支援活動を行う。

VI 重大事態への対処

次に掲げる事態が起こった際は、重大事態への対処として、教育委員会とも十分に協議し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査委員会等を設け、質問票などの方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">一 いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき二 いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき |
|--|